

Wednesday

65歳で退職金含め3500万円

65歳でリタイアしたとき老後資金はいくらあればいいのか。多くの人は公的年金だけでは賅えない可能性が大きい。不足額は老後の暮らし方や夫婦の年金、持ち家の有無などで千差万別。タイプごとの不足額やどう用意するかを考えた。

老後生活のための費用」を聞いたところ、月35万円だった。旅行や趣味などにお金をかけたい場合は、必要額は増える。この30年分と予備費600万円を足すと、支出は1億3200万円となる。

個人型DC活用

老後資金は少なくとも4人に1人が生きている年齢までを考慮するのが一案だろう。国立社会保障・人口問題研究所の予測では2050年時点で男性は93歳、女性は98歳なので、今回はこの中間に当たる95歳までを想定した。まずは持ち家を前提に支出を考える。総務省の家計調査では高齢夫婦無職世帯の1カ

個人型DC活用
年金は夫婦の職業などで大きく変わる。会社員（厚生年金と基礎年金）と専業主婦（基礎年金のみ）の場合、厚生労働省が想定するモデル世帯は月22万円、30年で7920万円

65歳で老後資金はいくら必要？(95歳まで生きると想定)

支出(持ち家の場合)

平均的な生活=1億680万円

月28万円×12カ月×30年+予備費1人300万円×2人(家計調査の高齢夫婦無職世帯支出をもとに計算)

ゆとりある生活=1億3200万円

月35万円×12カ月×30年+予備費300万円×2人(生命保険文化センターの意識調査をもとに計算)

収入(公的年金のみの場合)

<会社員と専業主婦>

7128万円

月22万円×12カ月×30年×0.9倍(厚生労働省のモデル世帯年金額と2014年度財政検証をもとに計算)

不足額(貯蓄、運用、退職金などで賄う)

3552万円

6072万円

<会社員の共働き>

9072万円

月28万円×12カ月×30年×0.9倍(月額夫16万円、妻12万円として計算)

1608万円

4128万円

<自営業者>

4212万円

月13万円×12カ月×30年×0.9倍(夫婦の基礎年金のみ)

6468万円

8988万円

持ち家以外に住居費増加も

家賃10万円で30年間賃貸住まい=3600万円(月10万円×12カ月×30年)

有料老人ホームに5年間入居=2000万円(例:入居一時金800万円+月20万円×12カ月×5年)

(注)いずれも概算。夫婦とも現在50歳の場合。井戸美枝氏、紀平正幸氏への取材などをもとに作成

会社員、平均的な生活に備え

は4100万円弱の準備が必要だ。ただ退職金は企業により大きく異なるし住宅ローン返済などで全額は手元に残らない例も多いのは要注意だ。早くから65歳時点の資産を増やすことに取り組みたい。運用次第で将来の年金額が変化する個人型確定拠出年金(DC)は最優先で活用したい制度だ。掛け金全額が所得から控除されるなど節税効果が大きい。現在は自営業者や企業年金のない会社員しか加入できないが、来年からは原則誰でも入れるようになる。

共働きで夫婦ともに厚生年金があると老後資金は余裕が出てくる。厚生年金の額は収入で大きく変化するが、社会保険労務士の井戸美枝氏は「リタイアするまで正社員を続けた場合の厚生年金と基礎年金の合計額の平均的な水準は夫16万円、妻が12万円程度」と指摘する。夫婦で28万円なので30年で1億80万円、1割減だと9072万円だ。不足額はゆとりある生活でも4128万円とかなり減る。「退職金を夫2000万円、妻1000万円と考えると、ゆとりある生活でも別途準備するのは1100万円ですむ(井戸氏)。ただし出産などを機にいったん退職すると年金額も退職金も大きく減りがちだ。妻が正社員として働き続けることが重要だ。基礎年金だけの自営業者は厳しい。夫婦合わせた基礎年金を月13万円とすると30年で4680万円。1割減で4272万円。平均的な生活でも6468万円も足りない。

収入を減らさず
ただ自営業者は65歳以降も従来通りの仕事を続けやすい。年収300万円と10年間働けば3000万円と、不足額はかなり埋められる。紀平氏は「65歳以降も事業収入を減らさない工夫を早めに考えておくことが必要」と話す。自営業者の個人型DCの掛け金の上限は、年81万6000円と会社員(27万6000円)より大きい。個人型DCとは別に、掛け金が年84万円まで全額所得控除となる小規模企業共済という仕組みがある。国が作った「経営者のための退職金制度」だ。従業員20人サービス業などは原則5人以下の個人事業主や会社役員などが加入できる。掛け金の月額額は1000円から7万円までの範囲で選べ、全額が所得控除となる。商工会議所

知識

個人型DCとは別枠で所得控除が受けられるのが小規模企業共済という仕組み。国が作った「経営者のための退職金制度」だ。従業員20人サービス業などは原則5人以下の個人事業主や会社役員などが加入できる。掛け金の月額額は1000円から7万円までの範囲で選べ、全額が所得控除となる。商工会議所

小規模企業共済 所得控除の優遇

や金融機関などで申し込む。運用は確定利回り、退職や事業を廃止したときなどに受け取る。受け取り方法は「一時金」「年金」「2つの併用」のいずれかを選ぶ。一時金は退職所得控除、年金なら公的年金等控除の税制優遇がある。制度があまり知られておらず、加入者は対象者の3割程度にとどまる。

模企業共済という仕組みもある。税率3割の人がこの2つを満額で20年続けると、掛け金の節税効果だけで990万円程度にもなる。忘れがちなのが持ち家でない場合の老後の賃貸費用だ。実は家計調査での住居費の支出は月に2万円弱。持ち家の比率が9割超だからだ。賃貸の人が月10万円の家賃で30年暮らすと、3600万円かかる。紀平氏は「現役時代に住宅ローン負担が軽い分を貯蓄し、老後の住居費を確保しておくことが不可欠」という。自宅での最低限の介護費用は予備費として織り込み済みだが、いずれ有料老人ホームへ入居を希望する場合は別途大きな支出が生じる。施設などでまちはだが「入居一時金と、平均で5年程度の費用を合わせると2000万円程度必要なケースも多い」と井戸氏は指摘する。

(編集委員 田村正之)